

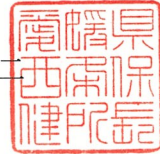
許可番号 03820015441

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県新居浜市新田町一丁目5番12号  
氏名 有限会社森井商店  
代表取締役 森井 知典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日

令和6年3月4日

許可の有効年月日

令和11年2月14日

### 1. 事業の範囲

#### 中間処分

切断処分：廃プラスチック類、金属くず 以上2種類  
破砕処分：廃プラスチック類、がれき類 以上2種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 切断、破砕施設（廃プラスチック類、金属くず） 1基  
設置場所：西条市船屋字一本松乙6番14  
設置年月日：平成18年4月17日  
処理能力：3.60t/日（切断）、2.66t/日（破砕）
- (2) 破砕施設（がれき類） 1基  
設置場所：西条市船屋字一本松乙6番12  
設置年月日：平成23年10月10日  
処理能力：2.72t/日
- (3) 保管場所 3箇所  
設置場所：西条市船屋字一本松乙6番12  
保管面積：各々19.2m<sup>2</sup>（廃プラスチック類、金属くず、がれき類）  
保管上限：各々19.0m<sup>3</sup>（廃プラスチック類、金属くず、がれき類）

### 3. 許可の条件

該当事項なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可 昭和52年11月14日  
○更新許可 昭和63年2月15日  
○更新許可 平成6年2月15日  
○更新許可 平成11年2月15日  
○更新許可 平成16年2月15日  
○更新許可 平成21年3月10日  
○更新許可 平成26年2月27日  
○変更届出（切断施設2基の廃止、保管場所（新居浜市新田町）の廃止） 平成31年1月28日

（裏面に続く）

(裏 面)

○更 新 許 可	平成31年 3月 5日
○代表者変更(旧:森井 篤隆)	令和 元年 7月 1日
○本店所在地変更(旧:愛媛県新居浜市新田町一丁目5番34号)	令和 2年 3月10日
○更 新 許 可	令和 6年 3月 4日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・  無